

# 軍隊慰安婦と公娼制度

——韓国人・元軍隊慰安婦の証言をもとに——

福留範昭

一、はじめに

軍隊慰安婦の問題は、戦後ながい間、歴史の闇に追いやられ、表に出でることはなかった。日本では一九七〇年代に千田夏光の「従軍慰安婦」と金一勉の「天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦」が発刊された。千田の「従軍慰安婦」は、五〇数万部売れたという。しかし、反響はほとんどなかつた。千田自身はその理由を、「その本を求めてたのは、かつて戦場の慰安所で彼女らを買った元兵隊たちであること、読み終わると彼女らがどのようにして戦地へ連れてこられたかの秘部を知りある種の衝撃をうけ、黙つて書斎の奥へしまいこみ蓋をしてしまった、つまり思い出したくない過去のものとして封印してしまったから」と述べている（千田一九九五）。

韓国でもこの二つの本は翻訳され出版されたが、社会問題化することはなかつた。儒教的倫理が生活原理としたが、今日まで国家による謝罪と補償は回避している。

韓国政府は、公文書の発見によって、国家の関与は認めだが、今日まで国家による謝罪と補償は回避している。

一方、韓国以外の国からも、軍隊慰安婦にさせられた女性たちが声をあげ、国連が軍隊慰安婦を戦争犯罪問題としてとりあげた。こうして、この問題は日韓を越えた国際的な問題に発展して行つた。そうした背景から、政府は中学生の歴史教科書に「従軍慰安婦」の記述を記載する方針をとり、今年度から実施されることになった。

この教科書記載をめぐつて、その削除をもとめる運動

が様々に展開されている。その理論的中心になつてゐるのが「自由主義史観研究会」と「新しい教科書をつくる会」に所属する研究者たちである。彼らの主張の中核は、「慰安婦は職業としての売春婦だった」（藤岡信勝一九九七、頁二〇）つまり「慰安婦は公娼であつた」というものである。

軍隊慰安婦制度は、日本の公娼制度と深い関係を持っている。軍隊慰安所が開設されるにあたつて、公娼制度がその土台にあつたといえる。しかし、これは軍隊慰安婦が公娼であったということを意味するものではない。勿論、軍隊慰安婦が商売をしていたというのは全くの間違いである。この問題を探りあげたいと思う。

本稿では、まず軍隊慰安婦制度がどのような経過で発生したかの歴史的背景を論じ、次に韓国人・元軍隊慰安

婦の証言をとおして軍隊慰安婦および軍隊慰安所がどのようなものだったかを眺めることによって、軍隊慰安婦と公娼制度の関連を明らかにしたい。

教科書の記事削除を叫ぶ彼らは、被害当事者である元軍隊慰安婦に、直接会って話を聞いていない。それにもかかわらず、一部の元軍隊慰安婦の証言の些細な矛盾を指摘して、彼女たちの証言はすべて嘘であるとするのである（秦一九九六）。

元軍隊慰安婦は、差別や蔑視に身をさらすことを覚悟して、奪われた人間としての尊厳を取り戻すために名乗りをあげて証言している。まず、私たちはその声を聞くべきである。現在、そこからしか、事実を知る糸口を見つけることができない。なぜなら、関連文書は、敗戦直後に軍や政府によって、ほとんど湮滅されてしまった。政府は残存している全ての資料を封印して公開していないからだ。そして、元軍人たちは、過去を封印して語らないからだ。

## 二、軍隊慰安婦の歴史的背景

### 1 近代公娼制度

日本が対外戦争を行う際、戦場近くでは日本兵を相手に性を提供する女性たちの姿があつた。日清戦争、北清

事変、日露戦争などの対外戦争の場合には、民間業者が娼婦を連れてきて、戦地近くで売春宿を開業し、軍人相手の商売を行っていた。このような戦地売春も、後に姿を見せた軍隊慰安所も、どちらも日本で行われていた売春制度と密接な関係を持つていた。

当時、日本には公娼制と称される国家が公認し管理する売春制度があった。これは、一八七二年に明治政府が布告した「娼妓解放令」(太政官達第二九五号)に端を発している。この解放令は、江戸時代から行われていた娼婦(娼妓、芸妓)の人身売買を禁じ、娼婦を年季奉公から解放した。布告の数日後これを補足する法令(司法省達代二二号)が出されたが、その中の一条は次のようなものである。

一、同上の娼妓芸妓は人身の権利を失う者にて牛馬に異ならず、人より牛馬に物の弁財を求むるの理なし。

故に従来同上の娼妓芸妓へ借す所の金銀並びに売掛

金等は一切償うべからざる事。

つまり、娼・芸妓は牛馬と同じであり、人間が牛馬にものを返せと言えないでの、前借金は一切返す必要がないというのである。したがって、この差別的な解放令は

俗に「牛馬切りほどき」と呼ばれた。この解放令によつて、娼妓は年季奉公の拘束から解放されはしたが、實際

は大部分は他の生業がなく再び娼妓にもどつていった。

解放令を布告した政府には、古くからあった公娼制を廃止する意志はなく、各府県知事に管轄を委ねた。各府県では、先駆けて法令を定めた東京府に準じて、「遊女貸座敷渡世規則」「遊女渡世規則」等を定め、新たな公娼制度を策定していく。これにより、遊廓は貸座敷と名を改め、妓楼経営者は貸座敷業者として新たに公認された。貸座敷業者と娼妓は警察に登録し鑑札を受け、貸座敷業者が娼妓に座敷を貸すという形態をとった。貸座敷業者とともに娼妓は、府県に地方税として「賦金」を収めることが義務づけられた。

一八九〇年、政府は「娼妓取締規則」を出し、各府県で異なる規則を統一した。この法令によって、娼妓の自由廢業が認められた。しかし、その後も娼妓の大半は身売りによる前借金で身柄を拘束され廢業の自由はなく、実態は近世の人身売買による年季奉公の遊女とさして変わらなかつた。江戸時代の公娼制度(遊廓制度)は、細かな法令化によって近代公娼制度として確立され、拡大していくといえる。

貸座敷業者、娼妓の数とも、「解放令」以後、国内で急速に増加し、廢娼運動がさかんになった一九二六年以前までは増加し続けた。このような、娼妓人口の増大は、

江戸時代からあった売春業者（貸座敷業者）、口入れ業者（周旋業者）や女衒（人身売買ブローカー）の量とネットワークの拡大に裏付けられていた。このような業者が目をつけて、動員したのが貧困層とりわけ地租改正や寄生地主制で貧窮していく農民の娘たちだった。

業者や娼妓の増加とともに、遊廓指定地の数も増加した。遊廓が新たに形成された所は、江戸時代の宿場町で交通の要所である地域、開拓事業がなされた北海道の都市、九州の八幡のような新しい工業都市、そして軍の拡大によって連隊が新たに駐屯した地域などであった（早川紀代一九九五）。娼妓になる女性たちの社会的性格やこのような遊廓地帯の形成をみると、公娼制度の発展は、明治政府のとった富国強兵政策に、そして、それによる都市労働者の増大と軍隊の増員に支えられていたことがわかる。

「からゆきさん」という「売春」の輸出に並行して、日本の公娼制度自体も海外へ輸出されていく。日本は、植民地に公娼制度を導入していくのである。日清戦争（一八九四～九五年）によって台湾を領有すると、日本は直ちに台湾に公娼制度を移植している。そして、一九一〇年の「日韓併合」以降、植民地となつた朝鮮にも公娼制度が導入される。

**2 「売春」の輸出**

このような国内の状況を背景に、日本は海外に「売春」を輸出していった。一九世紀の後半から、日本人が海外に進出するのにともなって、女衒や売春業者たちは、女性たちを東南アジア、満州、シベリア、アメリカなどへと送りこんだ。いわゆる「からゆきさん」<sup>①</sup>と呼ばれることがわかる。

山下英愛は朝鮮での公娼制度の導入の過程を四つの段階に分けている。

①江華島条約後（一八七六年）、開港した釜山、元山の居留地に日本から売春業者が進出したが、居留地に公娼制度が導入された。日清戦争以降、軍人をはじめと

する日本人渡航者が増加し、ソウル、釜山、元山、仁川、鎮南浦など軍人上陸の要所となつた地域に遊廓地帯が形成され、日本から娼妓や芸妓が多数渡航した。この影響で居留地外の朝鮮社会にも、朝鮮人売春婦が急速に増加していった。

②日露戦争の後（一九〇六年）、統監府が設置されると、日本は居留地での公娼制度をより整備し徹底させた。一方、警察での朝鮮人慰安婦の性病検査実施、組合の設置、「妓生取締令」および「娼妓取締令」の制定など、朝鮮社会の売買春を公娼化することに着手していった。

③「日韓併合」（一九一〇年）以降、日本は武断統治策によって、警察権力を朝鮮のすみずまで浸透させた。警察当局は全国的に売春取締りを実施し、性病検査と私娼の取締りに努めた。こうして、各道ごとに「芸妓酌婦取締規則」など公娼制度に関する規則を定めていった。

④一九一六年、当局は貸座敷娼妓取締規則を発布し、各道で異なっていた取締規則を統一した。（以上、山下英愛一九九二）

このように、公娼制度は、朝鮮において、まず居留地の日本人相手の売春業者と娼婦に適用され、植民地統治

によつて公娼制のなかつた朝鮮社会全体に導入された。これにともなつて、朝鮮女性の多くが娼妓となつていく。一九二九年には、娼妓、芸妓、酌婦をあわせた売春に從事する女性の人数は、在朝日本女性を朝鮮女性が上回るようになつた（宋蓮玉一九九四）。

これは、日本が朝鮮に對してとつた植民地政策と深く関係している。朝鮮総督府が実施した一九一〇年代の「土地調査事業」そして一九二〇年代の「産米増殖計画」によつて、農民は農地を奪われ、小作農が増大し、貧民化が進んだ。農民の貧窮は農村の過剰人口をもたらし、農民たちは都市へ流入し、都市細民層を構成していった。このような状況の中で、職業選択が極めて限られていた農村の若い女性たちが、公娼制のなかに吸収されていくのである。この娼妓の急速な増加期は、農民たちが日本や満州に流出していった時期と重なつてゐる。

朝鮮社会における公娼制度の拡大は、日本人だけではなく朝鮮人の売春業者や周旋業者を多数生み出した。彼らは満州、中国、日本、台湾などへとつながる人身売買の国際ルートを確立していた（尹明淑一九九五）。これは、「からゆきさん」の人身売買のネットワークとともに、後の軍隊慰安婦の徵集ルートとつながつていく。

日露戦争までの対外戦争に際し戦地で行われた軍人相手の売春は、日本国内における公娼制度を土台にしていました。海外にいた「からゆきさん」や公娼制度のもとで日本で売春に従事していた女性たちが、戦地に赴いたのである。戦地に出向いた娼婦の中には高収入を期待して、自ら進んで渡航した者もいたであろう。しかし、彼女たちは単身で戦地に出かけることはほとんどなく、何人かまとまって売春業者に引率されて出かけた。

日清戦争に際して、上陸地となつた朝鮮の都市に遊廓地域が形成され、日本から娼婦たちが多く渡航したことは既に述べた。ここでは、日露戦争（一九〇四～〇五年）の場合を、倉橋正直の研究から見てみたい。

日露戦争直前の時期には、シベリアや満州には多くの「からゆきさん」が渡航しており、ロシア人や中国人を相手にする売春に従事していた。戦争が勃発すると、売春業者たちは彼女たちを連れて、内地そして対岸の天津や山東半島に引き上げた。しかし、戦線が落ち着いてくると、業者たちは、彼女たちを率いて真先に満州に戻つていった。

その後、戦争景気を当てこんで、日本から売春業者たちが娼婦を連れてわれ先に満州に乗りこんできた。当初は民間人の渡満は軍から厳しく禁止されていたので、彼

らは危険を冒して非合法で入ってきた。比較的早く満州に入った売春業者の多くは、軍と特別な関係があつて、軍に便宜を計つてもらつた者であった。彼らは、軍人相手の遊廓を経営し短期間に多額の金を稼ぐことができた。娼婦たちの中にも、内地では考えられない大金を稼ぐものがあった。

しかし、全体からみれば、そのような娼婦はごく少数にすぎなかつた。民間人の渡満が許可されると、更に多くの売春業者が女性たちを連れて満州に渡つた。戦争が終盤に近づくと戦争景気は陰りをみせ、遅れて来た業者たちは期待した利益を得ることができなかつた。満州に渡つた売春業者たちはほとんどは、戦争景気を見こんで、短期間に稼げるだけ稼いで、戦争が終われば内地に引きあげていく方針であった。そのような業者は、娼婦たちに過酷な仕事を課し、虐待をなした。娼婦たちの中には一五歳以下の少女も含まれていた。

日露戦争中、Y M C A の軍隊慰問事業で満州を訪れていた益富政助は遼陽の遊廓で三人の少女が働かされているのを知つた。彼は、これに憤慨して、憲兵署に掛けあい、少女たちを引き取り、遊廓の主人に旅費を出させ日本に送り帰している。最年少の少女は一三歳だったといふ。この少女たちは、女衒によつて日本で誘拐され満州

まで連れてこられ、むりやり売春を強要されたのである。

このように日露戦争にともなって、満州の旅情、大連、安東、營口、遼陽、奉天などの都市で、料理屋や宿屋などの名で、日本人業者が軍人相手の「女郎屋」を多く経営した。戦争初期の段階では、軍は軍人の性処理の問題に関して、確立した方針を持っておらず、民間業者に任せていた。しかし、諸戦に勝利して占領した各地に軍政署を設置する頃になると、この問題を重要視して施策を講じている。

この時期には各地の軍政署が分立しており、統一した方針のもとに占領地施政がなされたわけではなかった。常口の軍政署の場合、一九〇五年一月に病院を開設し、売春婦の「検徴」（性病検査）を実施し、一九〇五年三月に「宿屋営業取締規則」および「旅舎料理屋下婢取締規則」を制定し、売春業者と売春婦の管轄に着手している。他の占領地でもほぼ同様の法規が制定され、検徴の体制がとられた。

ボーツマスの講和条約後（一九〇五年九月）、軍政は終了し、関東都督府を設置し、満州の經營を本格化させていく。都督府は、各地の軍政署が別個に交付していた売春関係の法規を漸次、整理・統一していった。「芸妓酌婦及雇婦女取締規則」「娼妓取締規則」「貸座敷取締規則」なども多くのが、本稿では、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけ

八) 日露戦争までの対外戦争において、日本軍は軍人たちの性の処理を、民間業者が戦地に連れてきた娼婦に委ねていた。戦地売春業者が抱えた娼婦たちは、自ら進んできたものがいたとしても、ほとんどが貧困のために身売りされて娼婦の道をたどった女性たちであった。そして、娼婦の中には「からゆきさん」や誘拐された少女たちが、少なからず含まれていたことに注目すべきである。後に登場する軍隊慰安婦の性格と重なる点があるからである。

初期の海外戦争で、軍は売春業者にさまざまな便宜を与えることはあつたが、経営や娼婦の徵集に関してほとんど介入していない。しかし、日露戦争末期には、娼婦に対する検徴を軍が行い、軍が法規を制定し売春宿の営業の管理に着手している。軍による戦地売春の公娼制化とみなすことができる。これが、講和以後、関東都督府に引き継がれ、満州（関東州）に公娼制度が移植されたのである。

#### 〔注〕

(1) 「からゆきさん」は海外に渡った娼婦たち全体を称して用いられることが多いが、本稿では、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけ

て、海外に出て、主として外国人を相手に性を売った女性たちを示す狭義の語として使用する。

(2) 倉橋正直によると、「からゆきさん」たちが相手をしたのは、主に中国人やインド人であった。一九世紀中期までの欧米諸国の大半は労働力であった黒人奴隸が奴隸貿易の消滅によって減少し、これに変わって中国人とインド人が世界の各地に労働力としてかり出された。「からゆきさん」たちが各地で排斥された理由は、労働力としての中国人やインド人の需要が減少したことにより、労働力の保持に必要であった彼女たちの流入が禁止され、さらに追い出されていった(倉橋、一九四四、第四章)。

### 三、軍隊慰安所の設置

#### 1 軍隊慰安所の発案

軍隊慰安所の制度は、いつ、どのように作られたのだろうか。現在までに確認されている最初の軍隊慰安所は、一九三二年に上海で作られたものである(以下、吉見一九九一、一九九五参照)。

満州事変(一九三一年)後、日本軍は上海で中国軍に戦闘をしかけた(上海事変)。この時機に、海軍と陸軍がともに慰安所を設置したことが、資料から確認されている。

一九三八年に上海領事館が作成した文書(吉見一九九二、資料35)に、「上海事変勃発と共に我が軍隊の当地駐屯の増員に依り、これら兵士の慰安機関の一助として海軍慰安所(事実上の貸席)を設置し、現在にいたりたり」とある。

陸軍の方は、上海派遣軍の岡村寧次参謀副長が、その回想録に、海軍にならって自分が中心になつて慰安所を設置したと記している。その回想によると、上海で日本軍による強姦事件が多発したので、これを防ぐため長崎県知事に要請して「慰安婦団」を招いたという。これに関する、吉見義明は、二つの推測を行つてゐる。一つは、「からゆきさん」に長崎県出身の女性が多かつたので県知事に要請したという推測である。もう一つは、岡村參謀副長が、強姦事件の発生をきくと、すぐに軍隊慰安所を設置するという対応をとつたのは、岡村がシベリア出兵(一九一八・二)に出征したときの経験に依拠しているというものである。

前者は、軍隊慰安婦の徵集ルートが、初期から「からゆきさん」のルートと一致している点で興味深いが、軍隊慰安所の発案を考える上では、後者のシベリア出兵に関する推測がより重要である。

第一次大戦中に起こったロシア革命に干渉するために、

日本はアメリカとともにシベリアに出兵した。前述の初期の対外戦争は、いずれも一、二年の短期間に終息したが、この戦争は、長期にわたる大規模なものだった。シベリア東部の支配を目指した日本は、アメリカが一九二〇年に撤兵した後も、シベリアに駐兵し続けた。

シベリア出兵において、日本兵の民家からの略奪や強姦が数多くなされた。軍隊慰安婦問題を早くから調査してきた千田夏光は、この強姦行為によって軍に性病が蔓延し、シベリアに出兵した七万五〇〇人の兵士のうち、五〇〇〇人が性病で入院した、と述べている（千田一九九二、頁一九）。

この当時、シベリアには「からゆきさん」をはじめとする多くの日本人娼婦がいた。彼女たちは、日本兵だけでなく、アメリカ兵も相手にした。これを一九一九年に視察した基督教婦人矯正会の代表の一人は、「シベリアには今、六千人程の日本婦人がおられます、そのなかの五千人は凡て醜業婦なのでござります」と記している（倉橋正直一九九二、頁一九五）。

この娼婦たちの多くは、性病に感染していた。サハリン派遣憲兵隊の管轄する北樺太と対岸ニコライエフスクなどの地域では、一九二〇年に「芸妓、酌婦取締規則」を作り、娼婦は憲兵隊の許可制とし、健康診断を義務づ

けている。このような制度を設けていても関わらず、この地域での娼婦の性病感染率は二八%（一九二一年）であった（吉見一九九五、頁一九）。

兵士における性病の蔓延の一因は、この娼婦の性病感染率の高さにあった。軍による検査を含めた体制が不備であったか、それが十分な機能を果たさなかったことを示している。シベリア出兵の時の強姦の多発と性病の蔓延が、軍の上層部では問題になつており、シベリア出兵から満州事変の間に、軍の内部で慰安所の発案が既に成されていたと思われる。

## 2 軍隊慰安所の大量設置

一九三七年七月、盧溝橋事件を機に、日本は中国への全面的な侵略戦争を開始する。八月には上海に上陸し、一二月に南京を占領し、南京大虐殺をひきおこす。軍隊慰安所が大量に設置されるのは、この時期以降である。上海上陸から南京占領にかけて、日本軍は略奪、放火、強姦、虐殺などの残虐行為を繰り返した。軍上層部は、中国人が強姦を最も嫌い、これに大して厳しい態度でのぞむことを知っていた。軍人のおかず強姦事件は、反日感情を醸成し占領行政に支障をきたす。軍は、軍人の性管理のために慰安所を設置する計画を当初からもつてい

た。

南京占領直前の段階で早くも、中支那方面軍は、慰安所設置の指示を出している。この指示を受けて、各部隊は、南京、湖州、揚州などの地に慰安所を直ちに開設している。三八年以降には、華中だけでなく、華北、そして戦線が拡大した華南にも、続々と慰安所が設置されていく。(吉見一九九五)

満州事変が局地戦であったの対し、日中戦争は全面戦争であった。三八年以降は、日本軍は中国大陸に常時一〇〇万以上を駐屯させた。かつてのように民間業者のもとで売春に従事していた女性たちに、軍人たちの性処理を依存するには限界をこえていた。また民間の売春施設で働く女性たちの多くが性病に感染しており、ここから軍に性病が蔓延する恐れが強いこと、そうした施設から軍の機密が漏洩する恐れがあることなどから、軍人専用の慰安所が大量に設置されることになった。

こうして軍は、あらたに慰安婦を徵集する。徵集は、占領地、日本、植民地の朝鮮、台湾で行われた。占領地の中国では、村長などの地元有力者に命じて、住民の中から慰安婦を徵集することが一般であったので、売春に従事していない女性を強制的に集めることが多くなった。日本、朝鮮、台湾へは、軍の選定した業者が送りこまれ、

そこで憲兵・警察と連携して、慰安婦を徵集した。  
日本人の場合には、慰安婦は遊廓などで売春に従事していた二一歳以上の女性に限定して募集が行われた。しかし、一方で貧困な家庭の子女が、前借金によって集められることが少なくなかった。その多くは、在日朝鮮人の子女であった。しかし、日本からのこのようない徵集は、満州事変以降から行われていたのである。南京事件以後に特徴的なのは、朝鮮から若い女性たちが大量に徵集され、慰安婦にさせられたことである。

太平洋戦争開始後は、日本軍は東南アジアと太平洋の島々に、次々と軍隊慰安所を作つて行つた。日本軍は侵略前に軍隊慰安所の設置計画を練っていた。その方針は、強姦事件や性病の蔓延を防ぐために、地元の女性を集め、嚴重な性病検査をおこなうというものであった。これにより、東南アジアと太平洋地域で、強制的な軍隊慰安婦の徵集が行われた。そして、これらの地域にも、多くの朝鮮人女性が輸送された。

#### 四、韓国人・元軍隊慰安婦の証言から見た軍隊慰安所

軍隊慰安婦と軍隊慰安所がどのような存在であったのかを、韓国人・元軍隊慰安婦の証言から眺めてみよう。

ここでは、証言を慰安婦の徵集と軍隊慰安所制度の性格を整理するものの二つに限定し、軍隊慰安所制度の実態に関するところをこころがけた。

なお、元慰安婦の証言は、主に筆者の聞き取りに基づくものであるが、「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件」の訴状（以下「訴状」と略す）と韓国挺身隊問題対策協議会の証言集の韓国語版（以下「挺身隊協証言」と略す）を参照した。

##### 1 徵集

###### ①誘拐

李貴分（イ・キブン）は、一九二六年に慶尚北道の永川郡で生まれ、国民学校（小学校、義務教育ではない）二年生の夏休みに蔚山（ウルサン）に引っ越した。蔚山に引っ越して間もない一九三七年の一〇月（一歳）ごろ、近所で年上の女の子たち二人とゴム跳びをしている時、日本人と朝鮮人の二人の男がやって来た。日本人はゲートルズボンをはき、朝鮮人はパジ・チョゴリ（朝鮮

服）を着ていた。朝鮮人が「お父さんが呼んでいる」というので、ついて行った。彼女は体が大きく、一四、五歳には見えたので、私が連れていかれたのだと思う、と言っている。途中で家への道と違うので、そういうと「だまって、ついて来い」といわれ、街の旅館か下宿屋のようなどころへ連れて行かれた。

部屋にいれられると、そこには既に一五、六歳の娘が三人連れてこられていた。彼女の後に、もう一人娘が連れられてきた。部屋の窓には格子がつけてあり、入口には鍵がかけられていた。その家の主人はチョウという名だったが、主人夫婦がいつも監視していて、逃げることはできなかつた。そこで、娘たちには日本名がつけられたが、彼女は「はる子」と名づけられた。

約三か月の後、彼女を誘拐した日本人がやつて来て、五人を釜山に汽車でつれていった。その日の五時半ごろ、船にのつて下関に向かった。釜山で船にのる時、渡航証をもらうために、聞かれたら「一四歳だ」と答えるといわれた。翌朝下関について、倉庫のようなところに連れていかれた。そこには、三八人の女たちが集められていた。下関で元締めらしい男は「にはら」といい、彼女たちを連れていった男は「中村」と呼ばれていた。そこに半月ぐらいて、軍事物資を運ぶ輸送船に乗せられ、到着

したのは台湾の高雄だった（筆者の数回の聞き取りを「訴状」で補っている）。

李貴分を拉致誘拐した日本人は、女衒まがいの婦女売買業者であろう。同行した朝鮮人を彼女は「通訳」または「手下」と表現している。この二人とチョウという名の旅館（もしくは下宿）経営者、「にはら」という名の元締めの存在とあわせると、日本と韓国をまたにかけた組織的な婦女誘拐組織があつことが知られる。

金相喜（キム・サンヒ）も同様の人身売買業者と思われる男たちによって拉致されている。彼女は、一九三七年一二月下旬、一四歳の時、大丘市の路上を友人と二人で歩いているところを、男たちに拉致され、蘇州の軍隊慰安所に連行されている（筆者の聞き取り）。くしくも南京事件の時のことであり、華中に大量に軍隊慰安所が開設されていった時期と一致している。

韓国人・元慰安婦の証言の中には、このような暴力的な拉致、誘拐による徴集が少くないが、最も多いのは、就業詐欺によるものである。

生まれ）は、一五歳のとき、忠清南道の芙江（ブガン）に住む伝道師の女性の家に預けられて女中として働いた。彼女の父は、この町で牧師をしていたが、神社参拝を拒否して警察に連行され、刑務所にいれられた。出所後も

神社参拝をしないので、警察から追われ、慶尚北道に住む母方の叔母の所に逃亡した。きみ子の家族は、父母と五人兄弟で、芙江で生活していたが、父の逃亡生活が始まると、母は四人の弟妹を連れて実家に戻っていった。

きみ子だけが、父の前妻の子であつたため、伝道婦の家に預けられた。

一九三八年の春、日本人軍属の家で女中として働いていた友達が、主人が「工場に行つて働いたら、お金になる」と言つてるので一緒に行こう、と彼女を誘つた。それで、約束した日に、日本人の家にいった。そこには、別の友達二人もやって來た。二人の別の日本人がいて、彼らが四人の娘をソウルの民家に連れていった。そこは、軍人が警察官の家と思われたが、すでに一〇人ぐらいの女性が集められていた。

翌朝、彼女たちは二人の軍人に引率されて、列車に乗つた。軍人は、「支那の天津の工場に連れて行く」と説明した。天津で列車を降りると、ジープとトラックが来ていた。彼女たちは、トラックに乗せられた。トラックが

クには軍人が五人くらい乗っていた。トラックはベータンの部隊に着き、食堂に連れていかれた。食堂にはきみ子ら約一五人のほかに、三（四〇）の女性がいた。

ベータンから、彼女を含む二〇人くらいの女性が馬車に乗せられ、天津に戻り、再び列車に乗せられ徳縣に着いた。そこから、馬車に乗り三時間くらいで着いた所が、慰安所のあるナツメキヨウの部隊だった（聞き取りおよび「証言」）。

このような詐欺による就職の勧誘が、最も多くおこなわれた徵集手段である。徵集の方法は、おおむね軍が選定した業者が直接訪れて徵集する方法と、軍に選定された業者が、下請業者に依頼する方法があつた。上の証言でソウルの民家を集合場所として利用したのが、周旋業者で彼女が軍属といつている日本人が下請けの役割をはたしたと思われる。徵集に、行政の末端機関や警察が、間接あるいは直接に関与する場合もあつた。

鄭書云（チヨン・ソウン）も、「工場で働かないか」とだまされて軍隊慰安所に送りこまれた。彼女は一人娘で、家は地主で裕福だった。父親は、頑固な性格で「創氏改名」を拒否し、金属製品の「供出」を拒否した。そのため、抗日分子と警察に見なされ、投獄された。警察署にいって、何度も面会の申請をしたが、受付られなかつた。

文必基（ムン・ピルギ）は、幼いころから勉強が好きな子供だった。家は小さな食料雑貨店を営みながら、農業をしていた。母は、彼女が九歳のとき、女は勉強する必要がないという父に内緒で米を売って、普通学校（小学校）にやってくれた。父はこれを知り、教室にやってきて、彼女を引きずり出し、教科書を焼いてしまった。その後彼女は、店の手伝いや農作業などをしていた。家事を手伝っていた。一八歳の時（一九四三年）、村に住む日本人の手先のような仕事をして朝鮮人の男から、「勉強もでき、お金を稼げるところに連れていくてやる」と言われ、勉強をしたかった彼女は、行くことにした。数日後、その男がやって来て、村はずれに止まっていたトラックに乗せられた。そこには、駐在署の日本人巡査もやってきていた。こうして、釜山から列車で満州に入り、軍隊慰安所に連れていかれた（聞き取りおよび「挺隊協証言」）。この証言からは、警察が業者の支援をしていた様子がうかがわれる。

そうしていると、区町（面長）の指名でなる部落の長）がやって来て、「警察とは、話をつけているか

ら面会に行こう。」という。一緒に行くと面会することができたが、父は拷問のため意識のないような状態だった。その数日後、また区長がやってきて、「あんたは、針仕事が上手だから、日本の製縫工場に行って働かなか。そうすれば、お父さんはすぐ自由の身になれるよ。」と言った。

母親は強く反対したが、彼女は、母親を説得して父を救うために「工場」に行くことにした。区長は、彼女を釜山につれて行った。そして、下関から、インドネシアの軍隊慰安所に送られた（聞き取り）。

彼女は、「区長は軍隊慰安所に送られることを知らなかつただろう。上からの指示で動いたのだろう。」といつてている。そうだとすると、警察と行政の末端が、一體となって徴集に関わっていたことになる。次の事例は、韓国の植民地行政機関が組織的に軍隊慰安婦の徴集に関わったことを示すものである。

黃錦周（ファン・クムジュ）は、一九二二年忠清南道の裕福な家庭に生まれた。しかし、父親が日本留学の際に、性病にかかり、帰国後悪化し、生活が困難になった。このため、彼女は、一二歳の時、京城（ソウル）の金持ちの妾宅に、養女として売られていった。その後、咸興

（ハムオン）の本宅に移り、家事を手伝うようになる。その家には二男・二女がいたが、養父母は彼女に実子のように接した。教育を受けていなかつた彼女に、夜学校に通わせてくれた。

戦争が始まって、次の年から、娘たちの「供出」が始まった。町の一六歳以上の娘たちが、軍需工場につれて行かれた。町の班長（区長のもとに班長が置かれていた）は日本人だったが、その奥さんが、彼女の家にやつてきて、「各家から、一人ずつ娘を軍需工場に出さないといけない。三年間工場で働くと、お金が稼げる。」と言つた。これを聞いて、彼女は、養女だから自分が行かないといけないと想い、養父母にそう告げた。養父母は大変喜んで、「帰ってきたら、いいところに嫁にやつてやる。」と言ってくれた。

養父は、書類に印鑑を押して、町の役場に届けた。決められた日、咸興駅に行くと、広場に二〇名ぐらいの娘たちが集まってきた。大体一六、七歳の娘たちで、彼女は最も年長の方だった。駅で軍用列車に乗せられた。すでに娘たちが、車両に乗つており、彼女たちの一行を含め五〇人くらいになつた。列車の窓は黒っぽい油紙が張つてあり、外が見えないようにしてあつた。こうして、彼女は満州吉林省の部隊の慰安所へと連れられていった。

(聞き取りおよび「挺隊協証言」)

彼女が何年に、何歳の時に徵集されたかは、明確ではない。証言は、一七歳のとき、二〇歳の時と一定している。筆者も確認したが、定かではなかった。ただ、駅広場に集まつたときに、「最も年長の方だった」と述べており(「挺隊協証言」)、太平洋戦争が始まつた次の年と言つてゐるので、一九四二年ころだと思われる。

一九四一年七月から、陸軍は、ソ連攻略のために中国東北部のソ連との国境地帯に、約七〇万の兵力を結集した。関東特殊軍事演習(「関特演」という名目で行われた動員に際し、関東軍は二万人の朝鮮人慰安婦を集めることを計画し、朝鮮総督府に依頼し、約一万人の朝鮮人慰安婦を集めたという。この時、総督府から道、郡、面(村)へと要請が降りていったという(千田夏光一九八四)。黄錦周が徵集されたのが、この「関特演」に関連していたかは分からぬが、行政機関が組織的に徵集に参与した事実があつたことは確かであろう。

### ③軍による強制連行

盧清子(ノ・チヨンジャ)は、一九三二年一月一六日、忠清南道の貧しい小作農に生まれた。彼女は、父母、兄弟の家族とともに生活し、家事や農作業を手伝つていた

が、一九三八年三月、彼女が一六歳の春、母親は、村で「娘が兵隊に連れていかれる」という噂を聞いてきた。彼女は、まさか自分の村にまで、兵隊が来るとは思わなかつた。しかし、その五日後、彼女が畑で作業をしていると、昼ころ、母が慌ててやってきて、彼女に持つてきた昼食を食べさせた後、自分のチマ(スカート)を脱いで、それを彼女の頭に被せ、「兵隊が来た。早く、おばさんの家に逃げなさい。」と言つた。

彼女は不安でいっぱいだつたが、娘であることがわからないように、母のチマを頭から被り、徒步二時間の距離の山の中にあるおばの家を目指して必死で歩いていた。約一時間、おばの家までの道を半分ほど歩いたころ、彼女は、日本人の軍人七人(憲兵一人、兵隊六人)に捕らえられてしまつた。軍人たちとは、彼女の手を引っ張つたり、足を摑んだりしたため、彼女は到底逃れることができなかつた。彼女は、軍人の一人の肩に無理やり担がれて、そのままトラックに運ばれた。

丘を上り、下つたところにトラックがあつた。一台のトラックには、一八歳前後の女が彼女を含め三八人乗つた。ほかに監視役の日本人女性二人が乗つていた。女性たちが乗つたトラックの後に、もう一台のトラックが続いた。それには、二〇人ほどの軍人がのつていた。女性

たちは、みなで手を取り合って「私たちはもうみんな死んだ」（死んだも同然だ）と言つて、声を出して泣いた。トラックは、その日の午後村を離れた。

彼女は、他の女性とともに、倉庫のような場所に連れていかれ、握り飯と水を与えた後、さらにトラックは夜間も走り続けた。そして、二日間汽車に乗つてタイカンに着いた。汽車から降りると、待つていたトラックに乗せられ、三、四時間移動して、五台山に着いた。五台山の部隊は、城壁の中にあつた（「訴状」）。

韓国人・元軍隊慰安婦の中で、兵士や憲兵に強制連行された、といつている人は少なくない。中国、フィリピン、東南アジアの各地でも、軍による強制連行は数多く報告されている。しかし、現在のところ、それを証拠だてる公文書や、直接関与した元・軍人の確実な証言は出てきていらない。連行を目撃したと思われる元慰安婦の家族は、ほとんど既に他界している。目撃者がいたとしても、軍隊慰安婦は恥ずべき存在という意識の強い韓国社会の中で、証言を得ることは極めて困難だと思われる。今後の資料発掘と加害者からの信頼できる証言が期待される。

朴順愛（パク・スネ、仮名）は、一九一九年全羅北道自作の三女として生まれた。学校は普通学校（小学校）二年まで通つた。一五歳で結婚したが、嫁家は家族が九人いて非常に貧しかった。夫ともうまくいかず、その家を飛び出した。一七歳で、財産のある男の後妻として再婚した。夫は、酒をのんで彼女によく暴力をふるつた。男の子が生まれたが、夫は病気になり、家屋を売つて、医者のいる町に出ていった。病気が直ると、家にも帰らず日本にいってしまった。そして、帰ってきては、三歳の子供を取り上げ、彼女を紹介所に売り渡してしまつた。一九四一年末のことだった。

紹介所には、逃げてきた人も多かつた。紹介所では、食事や衣服を与え、借金（前借金）を膨らませていき、家族が探しにきても、法外な金を要求した。彼女はソウルの紹介所に転売されたが、すでに借金が膨大になつていた。それをはじめて知つた彼女は、早く借金を返し、子供と一緒に暮らしたいと思った。

そんな時、「慰問団」の募集の話をきいた。「野戰病院で軍人たちの服を洗つてやり、人が負傷したら治療してやればよい。三年も働けば、借金も返せ、金も稼げる。」ということだった。募集人数は、二五名だった。それで、紹介所で知り合つた女性と一緒に、それに志願

した。募集している男は、朴という名の男だった。

こうして、朴が率いる二五人と林という日本人が率いる二五名が、一緒に釜山を経て下関に行つた。そこから、軍艦に乗せられてラバウルに連れていかれた（挺隊協証言）。

「紹介所」とは、主にカフェ、バーなどの女給や娼妓などの接客業につく女性に、職場を紹介する周旋業者である。このような業者は、朝鮮に日本から公娼制度が導入されるにしたがつて生じ、朝鮮全土にネットワークを拡げていった。彼らは、都市に出てきた貧しい女性たちを前借金で買い、あるいは農村の貧困な家の娘を人身売買してきた業者から買い受け、カフェや遊廓に売つていた。彼らは、既に一九三〇年代には、日本や満州などの売春業者と繋がるルートをもつていたが、軍隊慰安婦や上領地での売春婦の徵集を通して、このルートが東南アジアや太平洋地域と拡大していくのである。

## 2 軍隊慰安所の実態

まず、具体的な慰安所の事例として、李貴分が連行された台湾の軍隊慰安所の実状を、眺めてみよう。

台湾に着いて（一九三八）、李貴分ら七人の女性は、彰化にある一階建てで寺のような形をした料亭に売られ

た。ほかの女性たちは、いくつかのグループに分けられ、別の料亭に売られていった。李貴分は一二歳と幼いので、ここで掃除や洗濯などの雑用をさせられた。料亭には、客として軍人の他、民間人、台湾人がやってきた。（台湾での軍隊慰安所設置は太平洋戦争後で、ここは遊廓である）約三か月たつた頃、彼女は、夜ここをぬけ出し、警察署に逃げ込んだ。

その後、警察署に勤務する「ふじもと」という警察部長の家で、子守りと家事の手伝いをすることになる。ところが、約五年がたつて、米軍の空襲が始まるようになった一九四三年の秋頃、夫人と子どもたちが日本に引き揚げて行つた。すると、部長は憲兵隊に連絡して、彼女を引き渡してしまった。

彼女は、トラックで高雄郊外の山の中にトンネル状に掘られた大きな防空壕の陣地に連れていかれた。軍隊慰安所は、その山の麓にあつた。この慰安所は特攻隊専用のものであり、部隊はそこから一キロぐらい離れた所に位置していた。

慰安所の建物は中学校の校舎を改造したものだつた。そこには、四〇人の慰安婦がいたが、皆朝鮮人だつた。慰安所を取り仕切つていたのは、「いたくら」という「おやじ」と一人りの「仲居」だつた。部屋は教室をべ

ニヤ板で三つに区切って、畳二枚を敷き、入口には窓があつた。

彼女たち慰安婦は、月曜から金曜までは、陣地で寝泊まりし、昼は軍服を着て、山の草刈りをさせられた。これは、燃やして煙を出し、米軍の飛行機に攻撃目標が見えないようにするために用いられた。週末に、慰安所に行き来するときは、軍のトラックに乗せられた。土曜と日曜には、慰安所で朝九時から夜一二時まで、兵隊の相手をした。兵隊たちは、学校の運動場に並んで、順番を待っていた。廊下のところにある受付で、兵隊は、切符を「仲居」に渡していたが、彼女たちに金が支給されたことは、一度もなかつた。夜一二時以降は、将校や下士官がやってきて、泊まることがあつた。彼らは、朝五時ごろ帰つて行つた。

彼女は、最初の八か月は、「やまもと」という名の連隊長の相手をしたので、他の軍人の相手をせずにすんだ。しかし、後には二〇人から三〇人の相手をしなければならなくなつた。部屋に毛布一枚とちり紙が置いてあつた。軍人たちは、コンドームを持って、入ってきた。

食事は、彼女たちが交代で作つた。朝と夕の二回、御飯、味噌汁、たくわんといった食事をとつた。月に二度、倉庫のような所で、軍医の性病の検査を受けた。そ

して、性病と妊娠の予防のため「六〇六号」という注射をされた。性病にかかるなりして、衰弱した慰安婦は、小部屋に入れられて、食事も与えられなかつた。彼女たちが死ぬと、軍人が死体をトラックに乗せて、山に捨てた。こうして、新しい慰安婦が次々と送りこまれてきた。

慰安所では、「おやじ」や「仲居」たちが、うまく管理していたので、彼女たちが軍刀で傷つけられるといったことはなかつた。しかし、空襲が激しくなり、週末に慰安所が使えなくなつてからは、兵士たちは防空壕のかで、慰安婦たちを躊躇した。そして、彼女たちに、歌を歌わせたり踊らせて、酒を飲んだ。そして、気にいらぬことがあると、彼女たちを殴つた。

日本が降伏すると、まず「おやじ」と「仲居」たちが、何も言わずに逃げていつた。軍人たちも次々と逃げ始めた。慰安婦たちは、置きざりにされたのだ（聞きとり）。

### ①軍隊慰安所のタイプ

軍隊慰安所には、経営の仕方から大きく類別して二つのタイプがあつた。第一は、軍が直接運営するタイプのものである。第二は、形式上は民間業者が経営するが、軍が管理・統制するタイプのものである。この他に、民間の売春施設を軍が指定して、軍に便宜を計るように求

める軍隊慰安所もある。

しかし、個々の軍隊慰安所は、実際には多様な形態をとっていた。李貴分のいた特攻隊慰安所は、軍が学校を接收し、慰安所に改造して、民間業者に經營させたもので、第二のタイプのものである。

軍隊慰安所の施設も、様々である。多くの場合は、ホテル、食堂、大きな屋敷、教会、寺院、学校などを利用した。適当な建物がない場合には、新しく建てることもあり、前線の戦闘の激しいところでは、濠や天幕が利用されることもあった。

## ②軍人による暴力

軍隊慰安婦に課せられたのは、強制による性交であり、実際は輪姦であった。したがって、慰安所それ自体が、性暴力の装置であった。

李貴分のいた軍隊慰安所は、部隊専用の慰安所であり、

土・日曜日のみ営業していたようであるが、これは特殊なケースで、休日もないのが普通であり、あっても月に一日か二日であった。このため多くの元慰安婦が、何度も性器が腫れ上がったと言っている。そのような場合でも、仕事を拒否することはできなかつた。

慰安婦たちのほとんどが、慰安所の密室で、軍人の暴行をうけた経験をもつてゐる。金田きみ子は、華北のナ

ツメキヨウの部隊内に設置された慰安所に連行された直後に、友人が虐殺されるのをみて、自身も軍人の暴行によつて大けがをしてゐる。

「美江から一緒につれてこられた友だちは、『よし子』と名前をつけられました。部隊に着いた翌日、よし子の部屋に酒に酔つた将校がやつて来ました。軍人たちは八路軍との戦闘で気が荒さんでいて、怖いもの知らずでした。よし子は、日本人の家で女中をしていたので日本語ができました。よし子は、軍人が自分が犯そうとするのに抵抗しました。軍人が『死にたいのか』というと、よし子は『死んでもいい』と答えました。すると軍人は、銃でよし子を撃ちました。お姉さんたち（慰安所に既にいた朝鮮人慰安婦）が、駆けつけていきました。軍人は憲兵に連れていかれました。弾が胸を貫通して、よし子は死んでいました。

それを見てから、私はずっと体がブルブル震えていました。翌日、私の部屋にも、酒を飲んだ将校がやつてきました。私が部屋の隅でおびえていると、軍人は私の体を引っ張りました。私が手をはらうと、腰にさしていた銃剣を抜いて、何か大声で叫びました。私は朝鮮語で『だめです』と言いました。すると、私の胸を軍刀で突き刺しました。私は、後ろにひっくり返りました。軍人は、

それから、私の手をつかみ、振り回して私を投げとばしました。そして、むこうずねを軍靴で蹴りあげました。私の手首の骨は折れ、外にとびだし、手がプラプラになりました。脚は骨が見えていました（聞き取り）。

金田さんの左手は現在もいびつな形をしており、脚の傷跡も残っている。最初に慰安所に来た女性を、将校が強姦することは、一般に行われていたことである。このような将校によってではなくても、ほとんどの元慰安婦が、慰安所で軍人の意にそわづ、暴行を加えられた体験を持っている。そして、元慰安婦たちの体には、現在でもその傷が多く残っている。

### ③拘束

李貴分のいた慰安所では「仲居」の監視が厳しく、外出の自由は全くなかった。防空壕でも、兵士たちが監視しており、逃亡は不可能だった。ただ、「やまもと」連隊長の相手をしていた時に、連れられて、中華料理店で二、三度食事をしたことがあるという。

黄錦周は、満州の部隊内の慰安所にいた時、部隊内でキヨロキヨロしていると、逃亡の意志ありとみなされ、きつくしかれられた。それで、部隊内を歩くときは、真っ直ぐ前を見て歩かないといけなかった、と言っている。

このように、植民地出身の軍隊慰安婦たちは、軍や業

者によって身体を拘束されており、外出はほとんど許されていなかった。上級将校の同行がある場合や、南洋の小島に慰安所があるなど、逃亡の恐れがない場合にのみ慰安所からの外出が許された。

ただ、将校専用の料亭などの軍隊慰安所にいた慰安婦は、一定の制限のもとに外出が許可されたものと思われる。しかし、この種の軍隊慰安所にいたのは、ほとんどの日本人女性であった。

### ④病気・自殺

朝鮮から強制的に連れてこられた女性たちは、性体験のないものがほとんどであった。これが、朝鮮人女性を慰安婦として徵集したことの一つの理由になっている。

しかし、朝鮮人慰安婦の多くが、慰安所で性病に感染していった。

軍隊慰安所では、性病検査を定期的に行い、慰安婦に性病予防の注射をし、軍人にコンドームの使用を義務づけた。しかし、慰安婦が性病にかかる可能性は高かつた。台湾の李貴分の例でもみられるように、性病にかかつて、死亡する慰安婦も少なくなかった。

性病以外にも、子宮内膜症などの生殖器関係の疾病にかかる率が高かつた。韓国人・元慰安婦の中で、帰国後、この種の病気に苦しむ者は多く、子宮を摘出した者も少

なくない。そして多くが、妊娠不能の体になつてゐる。

黄錦周の話では、若い慰安婦の中に妊娠するものがいたが、「六〇六号」などの注射をうたれてゐるので、たいてい自然流産したという。しかし、事後処理が充分にできないまま兵士の相手をしたので、雑菌が入り化膿し、死ぬ者がいた。特に、戦争終盤には、部隊が前線にあつたこともあり、医薬品が不足して、慰安婦のほとんどが子宮や膣に異常を感じ、苦しんでいた。そして、敗戦時、八人いた慰安婦のうち、彼女を除いた七人は下腹部が化膿して、動くこともままならなかつた。なかには、全身が腫れ上がつて、異臭を発している者もいた。それで、彼女たちを残して、一人で部隊から逃げた。彼女も、帰国後、重い子宮内膜炎症にかかり、手術を受け、運よく助かつた、といふ。

肉体的そして精神的苦痛から逃避する為、麻薬に頼る慰安婦もいた。金田きみ子は、そうして阿片中毒に罹つてゐる。鄭書云は、インドネシアのスマランの軍隊慰安所に連行されると、すぐに一日に数十人の兵士の相手をさせられた。それで、陰部が腫れて、苦痛に耐えられず、軍医に痛みを訴えた。すると、軍医はモルヒネ注射をした。その後も、兵士が大勢押しかける日には、五本も注射を打たれたという。二人とも中毒を除去するのに、帰

国後、ながい間苦闘している。

軍隊慰安所での、希望のない苦渋の生活に耐え兼ねて、自ら命を絶つ慰安婦たちも少なくなかつた。生きて帰つた慰安婦も、多くが自殺を考え、しばしば自殺を試圖している。金相喜は、蘇州の軍隊慰安所にいるとき、常に自殺を考えていた。そして、自殺を決意するが、毒薬が手に入らないので、手伝いをさせられた衛生室から、クレゾールの瓶を持ち出し、慰安所の部屋で口にした。半分ほど飲んだところで、手が渾れて、瓶を落としてしまい、その音を軍人が聞きつけ、病院に運ばれた、といふ。

## 五、軍隊慰安婦と公娼制度

韓国人・元軍隊慰安婦の証言から、軍隊慰安婦の実態は、まさに「性奴隸」と呼ぶべきものであつて、「商売のための売春婦」や公娼という姿からはほど遠いものであることがわかる。しかし、第二章でみたように、軍隊慰安所は公娼制度と歴史的に深い結びつきをもつており、一面で軍隊慰安婦と公娼は同じ性格も持つてゐる。この両者は、女性の人権を抑圧する性差別に依拠している点では、共通している。ただ、両者を考える時、軍隊慰安

婦制度が民族差別によって維持されたということを、まざと把握しておかなければならない。

軍隊慰安婦は、その出身が、日本（人）であるか、植民地であるか、交戦国であるかによって、その徴集や待遇に違いがあった。日本人慰安婦は公娼制度下で娼妓や芸妓であった女性が主であり、植民地出身者は植民地統治機構や業者による就業詐欺や強制的連行および前借金による人身売買による徴集が主であり、交戦国の場合は、軍が現地の有力者をつうじて強制的に徴集したり暴力によって強制連行されるのが一般であった。そして、軍の移動拠点になった都市などでは、日本人は将校、朝鮮人は一般兵卒、中国人は軍属をそれぞれ相手にするといった、民族差別意識を露骨に具現した分けかたをしている場合もあった。

公娼制度は、風紀取締りと性病予防の名のもとに遊廓を設け、国家がこれを管理するものであった。軍隊慰安所も、強姦と性病防止のため考案・設置され、軍がこれを管理した。このような性の管理のために動員された女性たちが、娼妓であり慰安婦であった。娼妓となつた女性たちも軍隊慰安婦にさせられた朝鮮の女性たちも、ともにほとんどが貧困な家の子女であったことも共通している。

公娼制度の実態は、娼妓が貸座敷業者によって管理され、奴隸的な状態で売春を強制されるというものだった。この点では、娼妓と軍隊慰安婦の性格は類似している。しかし、朝鮮人慰安婦は、公娼制度のもとの娼妓とは本質的な点で異なる存在だった。

公娼制度のもとでは、娼妓は貸座敷業者から貸座敷を借りるという契約関係が一応あつたが、就業詐欺や誘拐などによって連行されてきた軍隊慰安婦と軍や業者の間には、そのようなものは存在しなかつた。娼妓は前借金により拘束されはしたが、金を稼ぎ前借金を返すことで、法律上だけでなく実際にも廃業は可能ではあった。朝鮮人慰安婦の場合は、逃亡以外に慰安婦をやめる道はなかつたし、「賃金」すらもらえないことが多かつた。そして、娼妓には、一九三三年より遊廓地域からの外出が認められていたが、軍隊慰安婦には外出の自由は全くなかつた。

詐欺や暴力による連行、身柄の拘束、無報酬、そして兵士による暴行が、一般的だつた朝鮮人慰安婦のおかれ状況は、公娼とは全く異なつてゐるのである。このようないい軍隊慰安所の実態は、「強制連行」（軍による強制連行）の証拠がないから売春婦だとする研究者たちの主張

が、いかに無意味であるかを教えてくれる。

近代公娼制度の出発点と目される「娼妓解放令」は、俗に「牛馬きりほどき」と呼ばれる差別的な法令であった。当時、政府は娼妓や芸妓を人間とみていなかったのである。しかし、日本では「自由廢業運動」や「廢娼運動」などの影響で、娼婦の法的な地位は改善されていった。そして、「廢娼運動」が高まつた一九三〇年代には娼妓の数は減少し、四〇年には國家総動員政策のもとで急減した（一部は、軍隊慰安所に吸収された）。この一九三〇年代以降の時期に、日本は軍隊慰安所を戦地に作り、朝鮮から多くの女性たちが徴集されるようになつたのである。

軍が朝鮮人慰安婦にとつた態度は、まさに牛馬に対するものと変わらなかつた。多くの慰安所で、衰弱して慰安婦として役に立たない女性たちが捨てられ死んでいった。敗戦直後、慰安婦を放置し、軍人たちだけが逃亡した。運よく生きのびて帰国した女性たちが、今声をあげているのだ。その後ろには、心の傷を抱えながら、過去を語れないよりも多くの元軍隊慰安婦がいるだろう。私たちは、元慰安婦の証言もと耳を傾けて、軍隊慰安所そしてアジア太平洋戦争の実態を知る必要がある。

#### [参考・引用文献]

アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件原告団『訴状』一九九二、日本の戦後責任をハッキリさせる会

新しい歴史教科書をつくる会編『新しい日本の歴史がはじまる』一九九七、幻冬社

伊藤孝司『証言』從軍慰安婦・女子勤労挺身隊』一九

九二、風媒社

——『写真記録 破られた沈黙』一九九三、風媒社

韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編『強制で

引っ張って行かれた朝鮮人軍慰安婦たち』一九九

三、図書出版ハンウル（訳書『強制連行された朝

鮮人軍慰安婦たち』一九九三、明石書店）

金一勉『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』一九七六、三一書房

倉橋正直『從軍慰安婦問題の歴史的研究』一九九四、共

栄書房

鈴木裕子『從軍慰安婦・内鮮結婚』一九九二、未来社  
そしてアシア太平洋戦争の実態を知る必要がある。

社

- 『戦争責任とジェンダー』一九九七、未来社  
 千田夏光『従軍慰安婦』一九八四、三一書房  
 ——『従軍慰安婦・慶子』一九五五、恒友出版  
 千田夏光・馬原鉄男『従軍慰安婦』一九九二、部落問題研究所  
 宋連玉「日本の植民地支配と国家的管理壳春」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集』32号一九九四、緑蔭書房  
 挺身隊研究会・韓国挺身隊問題対策協議会編『中国に引っ張って行かれた朝鮮人軍慰安婦』一九五五、図書出版ハンウル(訳書)『中国に連行された朝鮮人慰安婦』一九九六、三一書房  
 西野留美子『従軍慰安婦』一九九二、明石書店  
 ——『従軍慰安婦と十五年戦争』一九九三、明石書店  
 秦郁彦「慰安婦「身の上話」を徹底検証する」「諸君!」  
 一九九六・一二、文芸春秋  
 早川紀代「日本社会と公娼制度」、吉見・林編『共同研究』日本軍慰安婦』一九九五、大月書店  
 藤岡信勝『自虐史観』の病理』一九九七、文芸春秋  
 尹明淑「朝鮮からの徵集」吉見・林編『共同研究』日本軍慰安婦』一九九五、大月書店  
 山下英愛「朝鮮における公娼制度の実施」尹貞玉ほか『朝
- 鮮人女性がみた「慰安婦問題」一九九二、三一新書  
 山田盟子『慰安婦たちの太平洋戦争』一九九一、光人社  
 吉見周子『壳姐の社会史』一九九二、雄山閣出版  
 吉見義明編『従軍慰安婦資料集』一九九二、大月書店  
 ——著『従軍慰安婦』一九九五、岩波新書  
 吉見義明編『従軍慰安婦資料集』一九九二、大月書店  
 大月書店